

○ 山崎企業年金国民年金基金課長

例えばアメリカの場合考えますと、企業年金、個人年金が大変広く普及しております。日本の場合は厚生年金の分野における厚生年金基金と適格退職年金とございますが、両方合わせてサラリーマンの2分の1の方が企業年金を持っていらっしゃる、こういう状況でございます。ある面でいきますと、ドイツ等の場合は公的年金が中心ですので、それに比べますと広くなっていますけれども、アメリカほどではないという状況であるかと思います。

○ 岡本委員

世界的に先進国の中で見ると、日本の企業年金というか公的年金以外の制度の普及は、そこそこ普及していると、こういう理解なのでしょうか。

○ 山崎企業年金国民年金基金課長

かなり普及しているものと考えています。

○ 翁委員

いくつか質問があるのですが、スウェーデンの年金制度改革というのは、個人の拠出と給付をみなし運用利回りみたいな形で結びつけることによって、かなり若年層などの年金不信を解消する方向に作用しているような議論があるのですけれども、実際に、そういう年金の運用利回りや毎年毎年の予想受取額が個人の下にどんな形で通知されているのかというイメージのようなものが、次回もしわかりましたら、是非教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは質問なのですが、スウェーデンの積立方式の運用内容というのは、強制加入といつても、運用内容については個々人が選択できるようになっているのでしょうか。そういうことについてもお伺いしたいと思います。

あと二点ほど意見なのですが、論点の「2」のところで、給付構造、所得再分配についてどう考えるかあります。おそらく所得再分配というのは年金の話だけではなくて、税制とかそういう形で他の制度がどのくらい所得再分配を行っているかという点を踏まえた議論が必要だと思いますので、少なくともほかの国との比較の場合は、ほかの所得再分配との関係でどのように位置付けるかという議論が必要になってくると思いますので、その点の整理が必要かと思います。

もう一つ、9ページのところで、「我が国の確定拠出型年金がスタートしたところであるが、こうした制度の普及との関係について、どう考えるか」ということに対しましては、もちろん最初の時点で対象者が狭いとか、拠出額がまだまだ小さいとかいろんな議論があ

ったわけですが、少なくとも今の時点でこの確定拠出型年金のスタート以後の推移についてどう評価するかということを見ておく必要があるのではないかと思います。

○ 宮島部会長

今、大きく二つ言われまして、最初の方は質問ということでお答え願いたいと思いますが、二番目の方は論点を少し追加してということありますが、何かあれば事務局からも伺っておきますが。

○ 山崎企業年金国民年金基金課長

私の方からスウェーデンの積立方式と確定拠出年金についてご説明させていただきます。

スウェーデンの資料にございますように、2.5%の部分、これはプレミアムペニションと呼んでおりますけれども、強制加入となっており、実際には公的機関が運営しています。

これは個人がそれぞれ勘定を持つわけで、大体500種類以上のファンドを公的機関が提示しております、その中から最大5ファンドまで自分で選ぶ、こういう形になっております。したがって、まさにそこで自分の運用の判断が出てくるわけです。2000年末現在の数字でございますが、290万人の方が既に商品選択を行っております、平均で約3.4商品を選択しているということでございます。日本のように企業別ではなくて、公的機関が運用商品を提示し、管理を行っている点で強制加入の裏付けになっております。

○ 翁委員

そうしますと管理は公的主体で運用は民間ということですか。

○ 山崎企業年金国民年金基金課長

そうです。それぞれのファンドはまさに民間商品でございます。

日本の確定拠出年金の現状でございますが、企業型と個人型二つございます。企業型は105社の企業が導入しております、約9万の方方が加入している状況でございます。始まりましてちょうど半年ぐらいになりますので、普及のスピードが速いかどうか、いろいろ議論ございますが、労使の合意の下で導入しますので、例えばある大手の企業も1年かかる労使合意をつくっているわけでございまして、逆に言いますと、今入っています105社は既に制度施行前から労使の間でいろんな議論をして始めているという状況でございまして、そう考えると私はそれなりのスピードだと思っています。

105社のうち6割が中小企業でございます。確定拠出年金の一つのねらいは、確定給付年金を持ってない中小企業に年金のすそ野を広げるということもございました。そういう面でいきますと、数は少ないですが、中小企業にとっての意味もだんだん高まってきているという状況ではないかと思います。

○ 榎畠年金課長

一番最初にスウェーデンの概念上の拠出建てについてどうかというようなお尋ねでございました。また後でもご説明させていただきますが、資料2-2の33ページをご覧になつていただきますと、スウェーデンの欄で概念上の拠出建てというのはこういう仕組みだというふうに書かせていただいております。このとき、注意していただきたいのは、そこにも書いておりますが、拠出された保険料をもとに一人当たりの名目賃金上昇率を、運用利回りと仮想して年金原資を計算いたしますから、一人一人の拠出された保険料に対して金利がかかって年金原資になるということではなく、賃金上昇率で運用されると仮想して計算しているということでございます。したがって、言葉の本来の意味での拠出建てということではなく、「概念上の拠出建て」と言われる仕組みとなっております。

それから、どういう形で通知しているかということですが、新年金制度におきましては、年に一回、将来の年金受取額を個人に通知しているということは承知しておりますが、さらに詳しい内容となりますと、調べてみなければ、今の段階では何ともわからないということでございます。

○ 宮島部会長

よろしゅうございますか、とりあえす。

○ 翁委員

はい。

○ 渡辺委員

簡単に二点だけ。一点は質問というか疑問です。6ページの論点1のところですが、「○」の三つ目に一元化の問題が入っているわけですが、これは私はなぜここにこれが入っているのか違和感を覚えます。確かにこのとおり閣議決定で被用者年金の一元化ということが謳われているわけですが、もちろんサラリーマングループと自営業者グループの間の扱いをどうするかという論点の中であっても良いと思うのですが、この一元化は、ある意味では純粋に被用者年金だけに限ってやるということが決まっているわけです。これを入れた意味をもう少し教えてください。

もう一点は、先ほど確定拠出年金のご質問に対するお答えもあったのですが、山崎課長からご説明があったように、去年の10月1日から発足して8カ月で大体100件を突破したことですが、私は極めて少ないと評価しています。今お話をあったように、準備に1年以上かかるから、多分来年4月には相当数出る準備が民間企業では進んでいると思うのですが、私の知る限りで言えば、特別法人税が来年から凍結解除にならないという前提で

進めていると思います。もしこれが凍結解除になったとするならば、相当民間企業は断念せざるを得ないと思うのですね。

そういう意味から言いますと、これは政府の方も何も説明していないし、むしろ、この間の政府税調の基本方針の中に一部凍結解除を示唆するような表現があるのだけれども、それによってこの動向が大きく変わるわけですね。特にこれは民間企業にとって大事なテーマなので、厚生労働省だけの話ではありませんが、来年の話ですから、そういったことをもう少し整合的に示す必要があると思います。以上、二点です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 榎畠年金課長

私の方から、6ページのサラリーマングループの一元化の関係をお答えさせていただきます。5ページの我が国の現行社会保険制度の体系の図の年金のところをご覧になっていただきますと、サラリーマングループ、自営業者グループとの間で大きな太い線が入ってございますが、それほど大きな太い線ほどの違いはないのでございますが、サラリーマングループにつきましても、厚生年金と共済年金との間で制度が分かれているような現状でございます。サラリーマン、自営業者グループの間での異なる取扱いをどうするかという大議論に入る前に、サラリーマングループの中で、厚生年金、共済年金というように現在は制度が違うのだけれども将来どうしていくかということについて、これまでのご議論と将来の方向を紹介させていただき、それを前提にさせていただいた上で、自営業者、サラリーマンの違いをどう考えるのかについてご議論いただきたいというつもりで書かせていただいたところでございます。

○ 山崎企業年金国民年金基金課長

ご指摘いただいたとおり、我が国の場合、特別法人税ということで1.173%の税がかかる形になっていますが、13、14年度は凍結されております。問題は来年度以降の税制改正をどうするかということですが、私どもとしては、従来から、こういう課税の見直しを望しております。

加えまして、今のような資産状況、運用状況を考えますと、1.173%の特別法人税がかかりますと、それだけ運用利回り全体が落ちるという形になり、その結果、確定拠出年金にとどまらず企業年金全般で厳しい状況になりますので、大変重大な課題だと見ております。そういった面から見ますと、来年度以降については、私ども制度を預かる立場として、税制改正をしっかり要望していきたいと思っております。

○ 宮島部会長

資料1については、特に何かありますでしょうか。山崎さん。

○ 山崎委員

資料の3ページでございますが、「諸外国の年金制度の構造比較」とあります。そこでドイツですが、国庫負担が所得比例でついている形の図になっております。説明のところで国庫負担につきましては、「年金保険の支出に対する連邦補助金（保険料水準を抑えるための制度に対する補助）」とありますから、国庫負担がなければ定率で保険料を上げるということになりますが、その保険料の引上げが抑えられているという意味で高所得者の方にたくさん国庫負担がいっていると理解できるのかと思います。

次の4ページですが、実は日本の2階建ての図というのは、専ら給付の体系を示すものだと私は理解しておりますが、ドイツの場合と同じように考えますと、この説明にもありましたけれども、費用負担についてはこのようにならないはずなのであります。つまり、1号被保険者グループと2号被保険者、3号被保険者グループの費用負担は全然別でございまして、費用負担の図を書くとすると、自営業者グループとサラリーマングループの間に実線を引かなければいけない。そしてサラリーマングループは収入に対する定率で保険料負担がかかるということになります。

ということになると、基礎年金拠出金に対する国庫負担があることによって定率の保険料負担が軽減されているわけですから、ドイツと同様にサラリーマングループについては、所得比例で国庫負担がついていると理解すべきではないかと思います。一つの論点になるのかと思います。更に、実は財政が共済と厚生年金に別れておりますが、共済グループの所得水準が高いということになると、共済グループの方により多く国庫負担が配分されているということになるのではないかと思います。

今の話とも関連しますが、実は渡辺委員からご質問があった被用者年金の一元化については、一元化懇のマターではないかという話だったのですが、昨年2月末に一元化懇の報告をまとめました。確かに一元化懇というのは被用者年金の制度間調整を検討する場だと私も理解しております。ただ、報告書の中で注文がついておりまして、一つは労働組合を代表する委員からの求めがありまして、厚生年金の短時間就労者への適用について検討するとされています。そのことは一元化懇の報告書にあることですが、恐らくこの場で検討することになるのだろうと思います。

もう一つ、私が強く求めたことですが、実は一元化の問題というのは、1階部分はもう終わって、2階部分の問題だというふうに一般には理解されていますが、1階部分の一元

化もまだ積み残しがあるのではないかと申し上げました。その結果、負担に関わる拠出金負担の在り方についても検討するというのが一元化懇の報告に記されているわけですが、基礎年金の拠出金負担の在り方についての検討というのは、一元化懇なのかこの場なのかということをお尋ねしたい。もしこの場であるとすると、私は拠出金の負担に不公平なものが相当あると考えております。特に総報酬制が導入されるとそれがさらに強まるというふうに考えておりますから、これは神代先生が一元化懇の座長なのですが、先生からでも、あるいは事務局からでもお答え願いたいと思います。以上、二点です。

○ 宮島部会長

渡辺委員のさっきの質問と若干関わることですが、後者の質問について、まず年金課長から。

○ 榎畑年金課長

二つ目のお話の基礎年金の費用負担に関してのご議論は、ご指摘のとおり一元化懇談会の議論の積み残しの課題として報告の中でも書かれております。今、基礎年金の負担を各制度頭割りで行っているのを、所得割というか財政力に応じた形でやればどうかというご指摘があったのはその通りでございまして、そのこと自体を基礎年金の費用負担の在り方に係るものといたしまして、次期年金改革の中で、特にこの年金部会を中心にしてご議論いただくことだろうと思ってございます。

最初の方のご質問の、基礎年金の国庫負担が、被用者年金制度については定率国庫負担になっているのではないかという点につきましては、正直申しまして理解できないところでございます。今、基礎年金の国庫負担は、各制度ごとに一人当たり定額の頭割りによる拠出金負担の1/3ということですので、額としては等しく各制度に来ているのかと思います。

○ 宮島部会長

それでは、その辺のところも今度ペーパーの中で、場合によっては少し触れていただくということにして、神代先生、一元化懇として、これは論点として入るかどうかというようなことがありましたら。

○ 神代部会長代理

今のお答え以上に私は特にございません。

○ 宮島部会長

まだ消化不良の点が無論ありますけれども、最後の質問にさせて頂きたいと思いますが、大山委員。

○ 大山委員

保険料と給付の関係で、諸外国の事例がわかったのですが、4カ国が紹介されていますけれども、保険料と給付のそれぞれについて頭打ちはないのかどうか、教えていただきたいと思います。後で結構です。

○ 宮島部会長

わかりました。資料1につきましては、特にスウェーデンの新しい年金制度について若干細かい仕組みについて質問がございました。まだこの新しい制度ができたのは1999年ですので実績値を追うのはなかなか難しい状況かとは思いますけれども、追加資料を考えていただきたい。それから、日本の私的年金、私的年金と言いましても、厚生年金基金、税制適格退職年金、個人年金等もございますけれども、いわゆる401k型の企業年金も含めて、日本での私的年金の現状と普及状況のようなものについても、資料をまとめていただきたいと思います。

それから、今の論点への追加のご意見がございました。資料の中で「所得再分配」という言葉を使われていますけれども、これは年金の中での配分の仕方の話ですけれども、他の再分配との関連もあわせて論点として入れてほしいというご意見がございました。

あと、今ありましたように、「所得再分配」をめぐる解釈については、私もよくわからぬいところがありますので、この辺のところをまた改めてご指摘いただき、できれば問題意識をよく聞いておいていただいて、必要な説明を次回補充していただくか、資料を出して少し討議いただくか、お願いしたいと思っております。

それでは時間の都合がございますので、次は資料2-1でございますが、前半部分に当たるところにつきましてご説明いただきます。

○ 榎畠年金課長

それでは資料2-2も参考させていただきながらご説明させていただきます。まず資料2-1の1ページをご覧になっていただきますと、年金の給付水準でございます。現在の基本的な考え方といたしましては、サラリーマン世帯につきましては、夫が40年間厚生年金に入って、妻は40年間専業主婦だったという世帯を標準的な世帯として想定した場合、その世帯に対しまして基礎年金（夫婦二人）+厚生年金（夫）の年金が、現役時代の年収に対しまして概ね6割（59.4%）となることを基本として、給付水準を設定しています。

資料2-2の1ページをご覧になっていただきますと、現役時代の賃金と比較した年金の給付水準を書かせていただいている。現役の現在の平均の賃金が36万7,000円でございます。これを総報酬（年収）に換算いたしまして、それを12で割ったら月々47.7万円。そこから税、社会保険料負担を取りましたのが、月々の可処分所得40万1,000円でございます。